

「丸亀市・善通寺市・多度津町広域消防運営計画」(案)
に関するパブリックコメント実施要領

令和8年7月16日
多度津町消防本部

1. 意見募集を行う計画

「丸亀市・善通寺市・多度津町広域消防運営計画」(案)

2. 募集の趣旨

多度津町では、丸亀市及び善通寺市との消防広域化に関して、消防組織法及び市町村の消防広域化に関する基本指針を踏まえ、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画である「丸亀市・善通寺市・多度津町広域消防運営計画」(案)を作成いたしました。そこで、本(案)について、町民の皆様からご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施するものです。

3. 計画案の閲覧方法

(1) 多度津町のホームページへの掲載

(2) 公共施設における閲覧(8施設)

多度津町役場(町長公室窓口)、中央公民館、四箇地区公民館、農村婦人の家、白方地区公民館、高見出張所、佐柳出張所、多度津町消防本部

4. 意見を提出できる人

(1) 町内に住んでいる人

(2) 町内に通勤、通学している人

(3) 町内で事業又は活動を行う法人や団体

5. 意見の提出方法

意見は、所定の様式(任意様式での提出でもかまいません)に、必要事項を記入し、郵便、ファックス、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。(氏名、住所、連絡先等の個人情報、本件に関する事務以外の目的では使用しません。)

6. 意見の提出先

(1) 郵送の場合

〒764-0033 香川県仲多度郡多度津町大字青木 951 番地 8
多度津町消防本部 宛

(2) ファックスの場合

0877-33-2554

(3) 電子メールの場合

syoubou@town.tadotsu.lg.jp

(4) 持参の場合

多度津町消防本部へ提出してください。

7. 意見の提出期間

令和8年7月16日(木曜日)から令和8年8月6日(木曜日)まで

※ 令和9年4月1日の消防広域化運用開始に向け、意見の提出期間を**3週間**とさせていただきました。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

8. 提出の際の留意事項

氏名及び住所(団体の場合は団体名及び所在地)は必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。また、住所又は所在地が町外の場合は、町内に所有する事務所若しくは事業所、勤務先、学校名を記載してください。

提出に係る経費(郵送料、通信料等)は、意見提出者の負担となります。

電話による意見等の受付及び個別回答はいたしません。

9. 提出された意見の公表

提出された意見については、募集期間終了後に内容を簡単にまとめ、町の考え方を付して町のホームページで公表します。(氏名や住所などの個人情報公開することはありません)。

意見に対して個別に連絡して回答することはありません。また、賛否の結論だけを示したもの、趣旨が不明瞭なもの、その他不適切な内容のご意見に対しては、町の考え方を示さないことがあります。

【問い合わせ先】

多度津町消防本部

電話：0877-33-0119

FAX：0877-33-2554

E-mail：syoubou@town.tadotsu.lg.jp